

議会改革特別委員会での検証事項について

○ 議会基本条例第 7 条 パブリックコメント

(塩見議員、神山議員、中尾議員提案分)

【提案内容】

議員提案、委員会提案で条例案を提出する前に市民意見を反映させる仕組みを整備するため、パブリックコメント手続要綱を制定するとともに、議会基本条例第 7 条としてパブリックコメントの条を追加する。

【これまでの協議結果】

①令和 7 年 6 月 19 日の議会改革特別委員会で、提案者から具体的な提案を受け、パブリックコメント手続きを整備する方向で検討することに決定。

②令和 7 年 7 月 24 日の議会改革特別委員会で、パブリックコメント手続要綱案について各委員から意見を伺った。

また、議会基本条例の改正の必要性については、パブリックコメント手続要綱案の策定の後に各委員の意見を伺うこととした。

③令和 7 年 8 月 8 日の議会改革特別委員会で、提案者から資料の提示・説明を受け、質問を行った。

また、パブリックコメント手続要綱について、各委員から意見を伺った。

④令和 7 年 12 月 17 日の議会改革特別委員会で、パブリックコメント手続に係る運用方法について、各委員から意見を伺い、質問を行った。

⑤令和 8 年 3 月 18 日の議会改革特別委員会で、パブリックコメント手続に係る運用方法について協議し、パブリックコメント実施の要件を 2 人以上とすること、提出先を議長とすること、許可を必要とすること及び議会運営委員会が可否を判断することに決定。

⑥令和 8 年 4 月 10 日の議会改革特別委員会で、パブリックコメント実施の可否を判断する基準の具体案について各委員から提示・説明を受け、質問を行い、「条例案の内

容」を、可否を判断する基準とすることに決定。

⑦令和8年4月24日の議会改革特別委員会で、各委員から提示されたパブリックコメント実施の可否を判断する基準の具体案を正副委員長で整理した資料を配布し、説明及び質問を行い、パブリックコメント手続の対象について、条例のみとすること、議会の組織や運営に関する条例は委員会又は議会の総意又は決定により実施すること及び条例の制定改廃を対象とすることに決定するとともに、パブリックコメント実施の可否を判断する基準について、各委員から意見を伺った。